

京都市農業委員会告示第3号

別段の面積（下限面積）の設定について

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号に規定する別段の面積（下限面積）について、次のとおり定める。

令和4年7月28日

京都市農業委員会会長 戸田 秀司

別段の面積	適用する区域
0.01アール (空き家に付随した農地)	左京区 ・大原古知平町14番
	右京区 ・嵯峨嵯原高見町29番 ・京北井戸町甘ケ市105番1 ・京北大野町森田25番1 ・京北下町畑野19番1、19番4、20番1、20番2、22番1、23番、30番 ・京北栃本町川合33番、38番
10アール	北 区 ・中川、杉阪、真弓、小野、大森、雲ヶ畑、西賀茂氷室の区域
	左京区 ・花脊、久多、広河原の区域
	右京区 ・嵯峨水尾、嵯峨嵯原、嵯峨越畑の区域 ・京北漆谷町、京北下黒田町、京北下弓削町、京北宇野町、京北上中町
	西京区 ・大原野石作町、大原野小塩町、大原野外畑町、大原野出灰町
	伏見区 ・醍醐一ノ切町、醍醐二ノ切町、醍醐三ノ切
30アール	上記以外の区域

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年8月3日から施行する。

(告示の廃止)

2 令和4年度京都市農業委員会告示第2号は、この告示の施行日をもって廃止する。

(京都市農業委員会事務局)